

国東市中学校・義務教育学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針【概要】

策定の趣旨

国東市教育委員会

令和6年3月

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを旨とし、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を提示。

※本方針は、国東市中学校及び義務教育学校後期課程段階の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を対象

I 学校部活動

学校部活動を実施する場合の適切な運営等の在り方について示す。

(主な内容)

- ・部活動指導員や外部指導者の確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底
- ・週当たり2日以上 of 休養日の設定（平日1日以上、週末1日以上）

III 新たな地域クラブ活動

学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体や実施主体の整備充実
- ・質の高い指導者の確保
- ・適切な休養日等の設定（学校部活動の基準に準じる）
- ・希望する教師等の円滑な兼職兼業

II 持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備

持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備について示す。

(主な内容)

- ・学校単独での部活動、複数校合同チーム、合同部活動（拠点型部活動）、地域クラブ活動の4つの体制の整備を進め、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進を行う
- ・移行できない場合であっても、部活動指導員・外部指導者を適切に配置し生徒の活動環境を確保する

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動も参加できるように、大会参加資格の見直しを行う
- ・生徒や指導者の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する